

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定管理者の指定【環境局環境政策部環境学習課】 1304
- 徴収事務の委託【産業経済局農林水産部水産課】 1305

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 1306

◇ 消 防 局

- 消防法の規定による命令（13件）【消防局予防部指導課】 1310

北九州市告示第186号

北九州市環境ミュージアム条例（平成14年北九州市条例第24号）第9条第2項の規定に基づき、北九州市環境ミュージアムの指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月14日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名 称	住 所	
タカミヤ・マリバー 里山を考える会共同事業体	北九州市八幡東区大字 前田企業団地1番1号	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、脇田漁港フィッシャリーナにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月14日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州市筑前海区海面 利用適正化協議会	北九州市若松区大字安 屋1742番地	平成26年4月1日か ら平成27年3月31 日まで

北九州市公告第 272 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 26 年 4 月 14 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ小倉北店
北九州市小倉北区三萩野一丁目 1 番 35 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ニトリホールディングス
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号
代表取締役 似鳥昭雄
- 3 変更した事項
 - (1) 建物設置者の名称及び所在地
 - ア 変更前
株式会社ニトリ
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番 80 号
 - イ 変更後
株式会社ニトリホールディングス
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号
 - (2) 大規模小売店舗の所在地
 - ア 変更前
北九州市小倉北区三萩野一丁目 924 番 1 ほか
 - イ 変更後
北九州市小倉北区三萩野一丁目 1 番 35 号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社ニトリ
代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

イ 変更後

株式会社ニトリ

代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

ほか2者

4 変更の年月日

(1) 3(1)について 平成24年10月1日

(2) 3(2)について 平成22年12月17日

(3) 3(3)について

株式会社ニトリ 平成22年12月17日

株式会社エディオン 平成25年11月29日

株式会社スタジオアリス 平成26年1月31日

5 変更する理由

営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成26年4月3日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年4月14日から同年8月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年8月13日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第273号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年4月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ小倉北店
北九州市小倉北区三萩野一丁目1番35号
- 2 大規模小売店舗の設置者
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
株式会社ニトリホールディングス
代表取締役 似鳥昭雄
- 3 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 変更前
出入口2箇所
 - (2) 変更後
出入口1箇所
- 4 変更する年月日
平成26年4月4日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由
- 6 届出年月日
平成26年4月3日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課
 - (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課
- 8 縦覧期間

平成26年4月14日から同年8月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年8月13日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市消防局公告第1号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第3項、法第8条第4項及び第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第8条第5項において準用する法第5条第3項の規定及び法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石松 秀喜

- 1 防火対象物の所在地
北九州市小倉北区堺町一丁目8番1号
- 2 防火対象物の名称
丸源No. 8ビル（飲食店）
- 3 命令を受けた者
丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎
- 4 命令事項
 - (1) 平成26年6月30日までに、資格を有する者のうちから、防火管理者を選任すること。
 - (2) 平成26年7月31日までに、防火管理者に消防計画を作成させ、北九州市消防長へ届け出ること。
 - (3) 平成26年7月31日までに、防火管理者に上記防火対象物の消火訓練、通報訓練及び避難訓練を実施させること。なお、実施する際は、あらかじめその旨を北九州市消防長に通報すること。
 - (4) 平成26年6月2日までに、地下1階から7階に消防法で定める技術上の基準に従い、消火器を設置すること。
 - (5) 平成26年7月31日までに、設置されている自動火災報知設備の受信機の主音響装置及び地区音響装置が停止状態となっているため、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
 - (6) 設置されている自動火災報知設備の受信機付近の物件は操作障害となっているため、消防法で定める技術上の基準に適合するよう、平成26年6月2日までに物件を除去すること。
 - (7) 3階に設置されている自動火災報知設備の発信機の表示灯のカバーが欠損しているため、消防法で定める技術上の基準に適合するよう、平成26年7月31日までに改修すること。
 - (8) 2階及び7階に設置されている自動火災報知設備の発信機の表示灯が点灯していないため、消防法で定める技術上の基準に適合するよう、平成26年7月31日までに改修すること。

- (9) 1階「ファイナルアンサー」、2階共用通路、2階「メリージェーン」、3階南側倉庫、6階「マリンプルー」及び7階「要」に自動火災報知設備の感知器を消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年7月31日までに設置すること。
- (10) 4階及び7階に避難器具を消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年6月2日までに設置すること。
- (11) 1階北側避難口、2階北側避難口、2階南側屋内階段に面する避難口、4階南側屋内階段に面する避難口及び6階北側避難口に避難口誘導灯を消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年6月2日までに設置すること。
- (12) 1階、2階、4階、5階及び6階の共用通路南側曲がり角に通路誘導灯を消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年6月2日までに設置すること。
- (13) 地下1階南側及び1階西側に設置されている避難口誘導灯並びに4階共用通路に設置されている通路誘導灯が点灯していないため、消防法で定める技術上の基準に適合するよう、平成26年6月2日までに改修すること。
- (14) 連結送水管の送水口の灯火が点灯していないため、平成26年6月2日までに改修すること。

5 命令年月日

平成26年4月1日

北九州市消防局公告第2号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石 松 秀 喜

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区堺町一丁目10番12号

2 防火対象物の名称

丸源No. 17ビル（飲食店）

3 命令を受けた者

丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎

4 命令事項

西側屋内避難階段の1階避難口に設置されている避難口誘導灯が点灯していないため、平成26年6月2日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。

5 命令年月日

平成26年4月1日

北九州市消防局公告第3号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第5条第1項及び第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第5条第3項の規定及び法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石松 秀喜

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区紺屋町5番15号

2 防火対象物の名称

丸源No. 27ビル（飲食店）

3 命令を受けた者

丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎

4 命令事項

- (1) 南側屋内階段部分とその他の部分とを建築基準法令で定める技術上の基準に従い、平成26年7月31日までに有効な防火区画となるよう、開口部の防火設備を改修すること。
- (2) 平成26年6月2日までに、1階に消防法で定める技術上の基準に従い、消火器を設置すること。
- (3) 設置されている自動火災報知設備の受信機の電源が遮断されているため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (4) 設置されている自動火災報知設備の受信機の予備電源が離脱されているため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (5) 1階及び6階に設置されている自動火災報知設備の発信機の表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (6) 地下1階「G-C r a c k」の店内に通じる通路に自動火災報知設備の感知器を消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年7月31日までに設置すること。
- (7) 6階の北側屋外階段に面する避難口に避難口誘導灯を消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年6月2日までに設置すること。
- (8) 6階の南側屋内階段に設置されている避難口誘導灯及び6階の共用通路部分に設置されている通路誘導灯が点灯していないため、平成26年6月

2日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること

。

(9) 連結送水管の送水口の灯火が点灯していないため、平成26年6月2日までに改修すること。

5 命令年月日

平成26年4月1日

北九州市消防局公告第4号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第5条第1項、第8条第3項、法第8条第4項及び第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第5条第3項の規定、法第8条第5項において準用する法第5条第3項の規定及び法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石松 秀喜

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区紺屋町8番1号

2 防火対象物の名称

丸源No. 30ビル（飲食店）

3 命令を受けた者

丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎

4 命令事項

- (1) 北側屋内避難階段及び南側屋内避難階段部分とその他の部分とを建築基準法令で定める技術上の基準に従い、平成26年7月31日までに有効な防火区画となるよう、開口部の防火設備を改修すること。
- (2) 平成26年6月30日までに、資格を有する者のうちから、防火管理者を選任すること。
- (3) 平成26年7月31日までに、防火管理者に消防計画を作成させ、北九州市消防長へ届け出ること。
- (4) 平成26年7月31日までに、防火管理者に上記防火対象物の消火訓練、通報訓練及び避難訓練を実施させること。なお、実施する際は、あらかじめその旨を北九州市消防長に通報すること。
- (5) 平成26年6月2日までに、1階から11階に消防法で定める技術上の基準に従い、消火器を設置すること。
- (6) 設置されているスプリンクラー設備の起動装置の電源が遮断されているため、消防法で定める技術上の基準に適合するよう、平成26年7月31日までに改修すること。
- (7) 3階「彩」、5階共用通路北側、6階共用通路北側、6階共用通路南側、8階「トランスエイト」、8階「憩」及び9階「ベビー」にスプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドを消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年7月31日までに設置すること。
- (8) 設置されている自動火災報知設備の受信機操作部の操作スイッチ（

主音響及び地区音響)が、消防法で定める技術上の基準に適合する正常な位置となるよう、平成26年7月31日までに改修すること。

- (9) 11階に自動火災報知設備の地区音響装置及び発信機を消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年7月31日までに設置すること。
- (10) 4階、5階及び9階に設置されている自動火災報知設備の発信機の表示灯が点灯していないため、消防法で定める技術上の基準に適合するよう、平成26年7月31日までに改修すること。
- (11) 1階「小倉Navi」、1階「mimimi」、1階「おぼんさい古賀」及び8階「憩」に自動火災報知設備の感知器を消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年7月31日までに設置すること。
- (12) 1階北側避難口、2階北側避難口、2階共用通路東側曲り角、2階共用通路西側曲り角、3階共用通路東側曲り角、3階共用通路西側曲り角、3階北側避難口、5階共用通路西側曲り角、6階北側避難口、6階共用通路東側曲り角、7階共用通路西側曲り角、8階北側避難口、9階北側避難口、10階北側避難口、11階北側避難口、11階共用通路西側曲り角、11階南側避難口に誘導灯を消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年6月2日までに設置すること。
- (13) 5階共用通路東側曲り角、8階共用通路東側曲り角、9階共用通路東側曲り角、10階共用通路東側曲り角、10階共用通路西側曲り角に設置されている通路誘導灯が破損しているため、消防法で定める技術上の基準に適合するよう、平成26年6月2日までに改修すること。
- (14) 1階共用通路東側、2階北側避難口、2階南側避難口、3階北側避難口、3階共用通路東側曲り角、3階南側避難口、4階共用通路西側曲り角、4階南側避難口、5階北側避難口、5階南側避難口、6階南側避難口、8階共用通路西側曲り角、9階共用通路西側曲り角に設置されている誘導灯が点灯していないため、消防法で定める技術上の基準に適合するよう、平成26年6月2日までに改修すること。
- (15) 9階南側避難口及び10階南側避難口に設置されている誘導灯の非常電源の容量が不足しているため、消防法で定める技術上の基準に適合するよう、平成26年6月2日までに改修すること。
- (16) 11階に設置されている非常コンセント設備の保護箱の赤色灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。

5 命令年月日

平成26年4月1日

北九州市消防局公告第5号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第5条第1項及び第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第5条第3項の規定及び法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石松秀喜

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区三萩野一丁目1番18号

2 防火対象物の名称

丸源No. 18ビル（共同住宅）

3 命令を受けた者

丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎

4 命令事項

- (1) 北側屋内階段部分とその他の部分とを建築基準法令で定める技術上の基準に従い、平成26年7月31日までに有効な防火区画となるよう、開口部の防火設備を改修すること。
- (2) 設置されている自動火災報知設備の受信機の電源が遮断されているため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (3) 設置されている自動火災報知設備の受信機の予備電源が離脱されているため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (4) 1階に設置されている自動火災報知設備の発信機が破損しているため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (5) 2階及び8階に設置されている自動火災報知設備の発信機の表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (6) 1階エレベーターホール、1階及び2階の共用通路に自動火災報知設備の感知器を消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年7月31日までに設置すること。
- (7) 連結送水管の送水口の灯火が点灯していないため、平成26年6月2日までに改修すること。

5 命令年月日

平成 26 年 4 月 1 日

北九州市消防局公告第6号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石 松 秀 喜

- 1 防火対象物の所在地
北九州市小倉北区鍛冶町二丁目2番18号
- 2 防火対象物の名称
丸源No. 28ビル（共同住宅、倉庫）
- 3 命令を受けた者
丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎
- 4 命令事項
 - (1) 1階から5階の共用通路部分に消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年6月2日までに、消火器を設置すること。
 - (2) 設置されている自動火災報知設備の受信機の電源が遮断されているため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
 - (3) 設置されている自動火災報知設備の受信機の予備電源が離脱されているため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
 - (4) 1階から5階に設置されている自動火災報知設備の発信機の表示灯が点灯していないので、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- 5 命令年月日
平成26年4月1日

北九州市消防局公告第7号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第3項、法第8条第4項及び第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第8条第5項において準用する法第5条第3項の規定及び法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石 松 秀 喜

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区古船場町7番8号

2 防火対象物の名称

丸源No. 29ビル（飲食店、共同住宅）

3 命令を受けた者

丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎

4 命令事項

- (1) 平成26年6月30日までに、資格を有する者のうちから、防火管理者を選任すること。
- (2) 平成26年7月31日までに、防火管理者に消防計画を作成させ、北九州市消防長へ届け出ること。
- (3) 平成26年7月31日までに、防火管理者に上記防火対象物の消火訓練、通報訓練及び避難訓練を実施させること。なお、実施する際は、あらかじめその旨を北九州市消防長に通報すること。
- (4) 平成26年6月2日までに、1階に消防法で定める技術上の基準に従い、消火器を設置すること。
- (5) 7階から12階に設置されている自動火災報知設備の発信機の表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (6) 設置されている非常警報設備操作部の非常電源の容量が不足しているため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (7) 1階から6階に設置されている非常警報設備の非常ベルの表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (8) 3階に設置されている非常警報設備の非常ベルの表示灯カバーが欠損しているため、消防法で定める技術上の基準に適合するよう、平成26年7月31日までに改修すること。

- (9) 11階に設置されているすべての避難口誘導灯が点灯していないため、平成26年6月2日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (10) 12階の北側屋外階段に面する避難口に設置されている避難口誘導灯が点灯していないため、平成26年6月2日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (11) 12階の南側屋外階段に面する避難口に設置されている避難口誘導灯の非常電源の容量が不足しているため、平成26年6月2日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (12) 11階及び12階に設置されている非常コンセント設備の保護箱の表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (13) 連結送水管の送水口の灯火が点灯していないため、平成26年6月2日までに改修すること。

5 命令年月日

平成26年4月1日

北九州市消防局公告第8号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石松 秀喜

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区江南町8番1号

2 防火対象物の名称

江南町グランドパレス（丸源No. 32ビル）（共同住宅）

3 命令を受けた者

丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎

4 命令事項

- (1) 平成26年6月2日までに、1階及び6階に消防法で定める技術上の基準に従い、消火器を設置すること。
- (2) 設置されている自動火災報知設備の受信機操作部の操作スイッチ（主音響及び地区音響）が、消防法で定める技術上の基準に適合する正常な位置となるよう、平成26年7月31日までに改修すること。
- (3) 11階及び12階に設置されている自動火災報知設備の発信機の表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (4) 1階から10階に設置されている非常警報設備の非常ベルの表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (5) 11階及び12階の共用通路部分に設置されているすべての避難口誘導灯が点灯していないため、平成26年6月2日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (6) 12階の共用通路部分に設置されている通路誘導灯が破損しているため、平成26年6月2日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (7) 11階の共用通路部分に設置されている通路誘導灯が点灯していないため、平成26年6月2日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (8) 11階及び12階に設置されている非常コンセント設備の保護

箱の赤色灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。

(9) 12階に設置されている非常コンセント設備の保護箱の扉が開閉不良なので、平成26年7月31日までに改修すること。

(10) 連結送水管の送水口の灯火カバーが破損し、かつ、点灯していないため、平成26年6月2日までに改修すること。

5 命令年月日

平成26年4月1日

北九州市消防局公告第9号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第5条第1項及び第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第5条第3項の規定及び法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石松 秀喜

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区馬借二丁目7番15号

2 防火対象物の名称

香春ログランドパレス（丸源No. 33ビル）（共同住宅）

3 命令を受けた者

丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎

4 命令事項

- (1) 北側屋内階段とその他の部分とを建築基準法令で定める技術上の基準に従い、平成26年7月31日までに有効な防火区画となるよう、開口部の防火設備を改修すること。
- (2) 設置されている自動火災報知設備の受信機操作部の操作スイッチ（主音響及び地区音響）が、消防法で定める技術上の基準に適合する正常な位置となるよう、平成26年7月31日までに改修すること。
- (3) 北側塔屋の天井部分に設置されている自動火災報知設備の感知器が欠損しているため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (4) 11階に設置されている自動火災報知設備の発信機の表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (5) 1階から10階の共用通路部分に設置されている非常警報設備の非常ベルの表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (6) 11階の北側屋内階段に面する避難口に設置されている避難口誘導灯及び11階南側屋外避難階段に面する避難口に設置されている避難口誘導灯が点灯していないため、平成26年6月2日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。

(7) 11階北側屋内階段内に設置されている非常コンセント設備の保護箱の表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。

(8) 連結送水管の送水口の灯火が点灯していないため、平成26年6月2日までに改修すること。

5 命令年月日

平成26年4月1日

北九州市消防局公告第10号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石 松 秀 喜

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区三萩野二丁目3番10号

2 防火対象物の名称

丸源No. 35ビル（共同住宅）

3 命令を受けた者

丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎

4 命令事項

- (1) 11階に消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年6月2日までに、消火器を設置すること。
- (2) 11階に設置されている非常コンセント設備の保護箱の赤色灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (3) 11階に設置されている非常コンセント設備の保護箱の扉が開閉不良のため、平成26年7月31日までに改修すること。
- (4) 連結送水管の送水口の灯火が点灯していないため、平成26年6月2日までに改修すること。

5 命令年月日

平成26年4月1日

北九州市消防局公告第11号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第5条第1項及び第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第5条第3項の規定及び法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石 松 秀 喜

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区上富野三丁目18番2号

2 防火対象物の名称

丸源グランドパレス（共同住宅）

3 命令を受けた者

丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎

4 命令事項

（1）北側屋内避難階段部分とその他の部分とを建築基準法令で定める技術上の基準に従い、平成26年7月31日までに有効な防火区画となるよう、開口部の防火設備を改修すること。

（2）1階共用通路部分に設置されている非常警報設備の非常ベルの表示灯が点灯していないので、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。

5 命令年月日

平成26年4月1日

北九州市消防局公告第12号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石松秀喜

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区三萩野一丁目6番8号

2 防火対象物の名称

三萩野パレス（共同住宅）

3 命令を受けた者

丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎

4 命令事項

- (1) 設置されている自動火災報知設備の受信機操作部の操作スイッチ（主音響及び地区音響）が、消防法で定める技術上の基準に適合する正常な位置となるよう、平成26年7月31日までに改修すること。
- (2) 1階から5階に設置されている自動火災報知設備の発信機の表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。

5 命令年月日

平成26年4月1日

北九州市消防局公告第13号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第3項、法第8条第4項及び第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第8条第5項において準用する法第5条第3項の規定及び法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

北九州市消防長 石松秀喜

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区馬借二丁目2番14号

2 防火対象物の名称

丸源No. 34ビル（共同住宅、事務所）

3 命令を受けた者

丸源株式会社 代表取締役 川本 源司郎

4 命令事項

- (1) 平成26年6月30日までに、資格を有する者のうちから、防火管理者を選任すること。
- (2) 平成26年7月31日までに、防火管理者に消防計画を作成させ、北九州市消防長へ届け出ること。
- (3) 平成26年7月31日までに、防火管理者に上記防火対象物の消火訓練、通報訓練及び避難訓練を実施させること。
- (4) 1階及び4階に消防法で定める技術上の基準に従い、平成26年6月2日までに、消火器を設置すること。
- (5) 7階及び8階に設置されている屋内消火栓設備の消火栓箱の表面に「消火栓」の表示が不鮮明であるため、平成26年6月2日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (6) 設置されている自動火災報知設備の受信機操作部の操作スイッチ（主音響及び地区音響）が、消防法で定める技術上の基準に適合する正常な位置となるよう、平成26年7月31日までに改修すること。
- (7) 1階、2階、3階、4階、6階及び8階に設置されている自動火災報知設備の発信機の表示灯が点灯していないため、平成26年7月31日までに、消防法で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- (8) 1階「ギタンジャリ」に自動火災報知設備の感知器を消防法で

定める技術上の基準に従って、平成26年7月31日までに設置すること。

(9) 連結送水管の送水口の灯火が点灯していないため、平成26年6月2日までに改修すること。

5 命令年月日

平成26年4月1日